平成２９年（フ）第２８１３号
大阪市中央区心斎橋筋１丁目９番17号
債務者　アルファブレイン株式会社
代表者代表取締役　辻本　欣正
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　慎吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月19日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４号
広島市南区仁保新町１丁目６番26号
債務者　株式会社ファブファブ
代表者代表取締役　神田　和孝
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出口　裕理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月24日午前10時30分
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第６３２号
京都市上京区烏丸通今出川下る観三橘町562番地
債務者　株式会社Ａ－ＣＯＮ
代表者代表取締役　谷原　秀紀
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小嶋　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月１日午前11時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１０２２号
札幌市豊平区月寒西２条９丁目１番16―405号
債務者　武藤　大樹
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０３２号
札幌市白石区栄通15丁目11番17―１Ｂ号
債務者　田坂　英司
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０５０号
札幌市南区中ノ沢５丁目３番１―110号
債務者　岡田　亜紀
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０５６号
札幌市西区宮の沢３条４丁目８番６号　道下ハイツ105号
債務者　道免　雅子（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０６７号
札幌市中央区南19条西13丁目２番33―506号
債務者　菅野　嘉裕
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０７６号
札幌市手稲区曙１条１丁目１番75号　ル・シャトー103号
債務者　坂下　郁好
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０８１号
札幌市中央区南４条東１丁目４番地１　フォーシーンＢＬＤ711号
債務者　坪内　有子
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１１８号
札幌市豊平区月寒東２条19丁目５番６号　アルファコスモ月寒東302号
債務者　齊藤　正樹
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１２５号
札幌市白石区本郷通12丁目南１番16―405号
債務者　永田　明子（旧姓天坂）
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３９号
茨城県神栖市平泉2790番地　池田アパート３号
債務者　本田千江子
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第１５３号
群馬県佐波郡玉村町上福島433　ドリーム101号室、住民票上の住所群馬県前橋市鳥取町851番地５
債務者　宮田　征志
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１５７号
群馬県伊勢崎市西久保町２丁目116番地１　サント・ラフィネＡ202
債務者　宇野　誠人
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１５８号
群馬県伊勢崎市安堀町1867番地８　ロジュマン安堀10号館202
債務者　阿部　公俊
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１６３号
群馬県前橋市岩神町２丁目10番12号
債務者　五十嵐ひとみ
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係